

病床機能分化・連携推進基盤整備事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき宮城県地域医療構想の達成に向けて実施する病床機能分化・連携推進基盤整備事業について、補助の要件等を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において「急性期病床」とは、急性期の患者に対し状態の早期安定化に向けて医療を提供する機能を有する病床（診療密度が特に高い医療を提供する機能を有する高度急性期病床を除く。）をいう。

2 この要領において「回復期病床」とは、急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能を有する病床であって、地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定する病床をいう。

(実施主体)

第3 この事業の実施主体は、宮城県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）に基づく病院の開設者であって知事の認める者とする。

(補助対象事業)

第4 補助の対象とする事業は次のとおりとする。

- (1) 急性期病床から回復期病床に転換するに当たり、当該転換及びこれに付帯する施設の整備又は設備の整備に関する事業
 - (2) 急性期病床の削減に伴い実施する次の事業
 - イ 病室を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な施設の整備
 - ロ 建物の病室分や医療機器の処分に係る損失
 - ハ 早期退職制度の活用により上積みされた退職金の割増相当額
 - (3) その他知事が必要と認める事業
- 2 前項に掲げる事業の実施に当たっては、宮城県地域医療構想調整会議で実施主体において事業概要等を説明し、合意を得なければならない。

(補助対象外費用)

第5 次に掲げる費用については、交付の対象としない。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに駐車場、通路敷設に要する費用
- (3) 工事に伴う事務に要する費用
- (4) 既存建物の買収に要する費用（既存建物を買収することが建物を新築するより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）

(5) その他適當と認められない費用

(交付申請)

第6 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項(4)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 共通事項

- イ 事業計画書（別紙様式1）
- ロ 現在届出している急性期病床であることを証する書類の写し

(2) 施設整備の場合

- イ 工事計画書、工事設計図及び工事仕訳書
- ロ 補助事業の建物の構造概要及び平面図（施工箇所を明示したもの）
- ハ 見積書の写し

(3) 設備整備の場合

- イ 整備予定設備のカタログ
- ロ 整備予定設備の配置箇所を示した建物の平図面
- ハ 見積書の写し

(4) 特別損失の場合

急性期病床の削減に伴い不要となる建物の病室分や医療機器の処分に係る損失が分かる書類

(5) 退職金の割増相当額の場合

急性期病床の削減に伴い退職する職員の早期退職制度の割増相当額がかかる書類

(実績報告)

第7 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項(4)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

(1) 共通事項

- イ 事業実績報告書（別紙様式2）

(2) 施設整備の場合

- イ 補助事業完成後の建物の全景及び補助対象事業の概要を示す写真
- ロ 補助事業完成後の建物の構造概要及び平面図（施工箇所を明示したもの）
- ハ 補助対象区域に係る工事設計図及び工事仕訳書
- ニ 契約書又は請書の写し
- ホ 工事完了報告書の写し
- ヘ 檢査済証の写し（新設・増改築の場合）

(3) 設備整備の場合

- イ 整備した設備の写真
- ロ 整備した設備の設置箇所を示した建物平図面
- ハ 契約書又は請書の写し

二 納品を証する書類の写し

(4) 特別損失の場合

急性期病床の削減に伴い不要となった建物の病室分や医療機器の処分に係る損失を示した書類

(5) 退職金の割増相当額の場合

急性期病床の削減に伴い退職した職員の早期退職制度の割増相当額を示した書類

(診療報酬の届出等)

第8 第4第1項(1)の事業を実施する補助事業者は、補助事業完了後、速やかに診療報酬施設基準に定める地域包括ケア病棟入院料・地域包括ケア入院医療管理料又は回復期リハビリテーション病棟入院料を算定するための届出を行い、手続完了を証する書類写しを知事に提出すること。この届出が行われない場合には、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）第16条第1項及び第3項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 第4第1項(2)(3)の事業を実施する補助事業者は、補助事業完了後、速やかに病院開設許可（届出）事項変更手続を行い、手続完了を証する書類写しを知事に提出すること。この手續が行われない場合には、規則第16条第1項及び第3項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(整備した回復期病床等のそれ以外の用途への変更の禁止)

第9 第4第1項(1)の事業を実施する補助事業者は、知事の承認を受けないで、当該補助事業により整備した回復期病床をそれ以外の用途に供してはならない。この取扱いに違反があった場合は、規則第16条第1項及び第3項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

2 第4第1項(2)の事業を実施する補助事業者は、知事の承認を受けないで、新たに急性期病床を整備（急性期病床以外からの転換含む）してはならない。この取扱いに違反があった場合は、規則第16条第1項及び第3項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(交付額の算定方法)

第10 交付額の算定方法は、次のとおりとする。ただし、区分ごとに算定された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 別表の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。ただし、基準額がないものは対象経費の実支出額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

(3) (2)により選定された額に別表の第5欄の補助率を乗じて得た額を交付額とする。

2 前項の規定により算出された各補助事業者の補助所要額の合計が本事業に係る県の予算額を超える場合には、必要な調整を行う場合がある。

(雑則)

第11 この事業の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別途定めるものとする。

附 則

この要領は、平成28年3月8日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成28年8月18日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年1月11日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、平成30年7月10日から施行し、平成30年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、令和4年9月22日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、令和6年3月28日から施行し、令和6年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表

1 事業	2 区分	3 基準額	4 補助対象経費	5 補助率
病床転換に係る事業	施設整備（急性期病床から回復期病床への転換のための新築・増改築）	転換する病床 1床当たり 9,000千円	病床の機能の分化・連携を推進するための既存病床の機能の転換及びこれに付帯する施設整備に必要となる次の部門の新築、増改築に要する工事費又は工事請負費 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、冷暖房、付属設備 等）	2分の1以内
	施設整備（急性期病床から回復期病床への転換のための改修）	転換する病床 1床当たり 4,270千円	病床の機能の分化・連携を推進するための既存病床の機能の転換及びこれに付帯する施設整備に必要となる次の部門の改修に要する工事費又は工事請負費 病棟（病室、診察室、処置室、記録室、患者食堂、談話室、機能訓練室、浴室、寝具倉庫、バルコニー、廊下、便所、冷暖房、付属設備 等）	
	施設整備（医学的リハビリテーション施設の整備）	1 m ² 当たり (上限 450 m ²) (鉄筋コンクリート) 244,600円 (ブロック) 213,200円	病床の機能の分化・連携を推進するための回復期病床の整備及びこれに付帯する施設整備に必要となる次の部門の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費 機能訓練棟、診療棟（機能訓練室、水治療室、電気マッサージ室、診察室、休養室、待合室、倉庫、便所 等）	
	設備整備	1施設当たり 10,500千円	病床の機能の分化・連携を推進するために整備した病棟等として必要な医療機器等の備品購入費	
病院の事業縮小に係る事業	施設整備（急性期病床の削減に伴う病室の他の用途への変更）	用途変更面積 1 m ² 当たり (鉄筋コンクリート) 244,600円 (ブロック) 213,200円	宮城県地域医療構想の達成に向けて実施する急性期病床の削減に伴い不要となる病室を他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な改修に要する工事費又は工事請負費（宮城県地域医療構想公示日までに取得（契約）したものに限り対象とする。）	

特別損失 (急性期病床の削減に伴うもの)	-	<p>宮城県地域医療構想の達成に向けて実施する急性期病床の削減に伴い不要となる建物の病室分や不要となる医療機器の処分(廃棄、解体又は売却)に係る損失(固定資産除却損・固定資産廃棄損(解体費用、処分費用)・固定資産売却損(売却収入を含む。))(財務諸表上の特別損失に計上される金額に限る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宮城県地域医療構想公示日までに取得(契約)したものに限り対象とする。 ・「有姿除却」は対象としない。 ・「固定資産売却損」については、関係事業者への売却は対象外とし、第三者への売却のみを対象とする。ただし、複数の不動産鑑定士や専門業者の鑑定状況を踏まえた、市場価格と大幅な乖離がない場合(売却後に「購入者が未使用」又は「売却者が継続使用」する場合を除く。)は、関係事業者でも対象とする。 <p>※ 関係事業者とは、医療法第51条第1項に定める理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令(医療法施行規則第32条の6第1項第1号)で定める特殊の関係がある者をいう。</p>
退職金の割増相当額 (急性期病床の削減に伴うもの)	早期退職制度を活用する職員1人当たり6,000千円	宮城県地域医療構想の達成に向けて実施する急性期病床の削減に伴い退職する職員の早期退職制度(法人等の就業規則等で定めたものに限る。)の活用により上積みされた退職金の割増相当額